

社会福祉法人はるにれの里家族会連絡協議会
第2回役員会 議事内容まとめ

2018年9月10日

1. 「家族会サポーター」日程周知・方向性案の提起

参加者の募集をお願いします。詳細別紙参照

また、今後具体化する場合は実現案も考えました。ご意見あればください。

⇒はまなす園上村会長からの意見

①LINE の利用となっているが、スマホを持っていない親もいるので 情報共有ができないのでは

②サポートに入る事業所には自力で行くしかないのだろうか（車や免許がない親もいる
上記意見に対する回答（桶谷意見））

今回の試みは会員の義務ではなく、あくまでも賛同いただける方たちで、参加可能な方たち
にお願いしている次第です。また、継続させるためのシステムとして LINE の利用などの条件
も効率的な運用で必要なものと考えていますので、ご理解の上ご検討ください。

⇒あゆむ吉村会長からの意見

対応できないので講習会の参加希望なし

2. 「提言」の更新

7月11日の法人理事との定期協議会の内容で、提言の状況を更新しました。内
容の確認をして修正等あれば連絡ください。次回10月20日の役員会で、この状
況に対する意見を集めますので、各家族会での議論お願いいたします。

⇒あゆむ吉村会長からの意見

GHのシステムを将来に亘って維持発展させていくための長期計画が知りたい
上記意見に対して

11月10日の理事との意見交換会での発表をお願いいたします。

3. 講演会の日程

てまりの華の講演会が決定しました。

4. 自閉症等の障がい者保険の比較

入手できる範囲ですが、3社の比較をしたものを添付します。

⇒あゆむ吉村会長からの意見

具体的提案があって会員に提示したい

上記意見に対して

障がい者の保険に対して当会としては情報の提供のみと考えます。最終的には選択肢の中
から各人が決定するものと思っています。

⇒法人金子統括からの情報提供

一般社団法人北海道知的障がい福祉協会の付添補償制度の詳細（別紙）

現在の入院互助会への規制について ⇒ 規制対象となる可能性がある（別紙）

5. その他

次回日程は10月20日です。15日までに項番2についての報告お願いいたします。
次回も書面のみで対応いたしますので、よろしくお願いいたします。

●金子統括からの情報提供

【一般社団法人北海道知的障がい福祉協会の場合】

平成17年保険業法改正に伴い、これまで独自に福祉協会がおこなってきた入院付添制度については、協会としては、一般社団法人として少額短期保険業者に登録することが難しく、株式会社北海道保険補償に協会会員専用の付添補償制度として移管して運営がされている。

(1) 北海道知的障がい福祉協会加入の法人であれば家族会名義での加入も可能。

(2) 原則、施設利用者全員加入となっているが、全員加入が難しい場合でも加入可能との返答をもらっている。

- ・年間保険料： 14,500円
- ・付添費用： 日額 12,000円 (90日限度) 1日目からの補償。付添人は問わず。
- ・差額ベット費用： 5,000円 (90日限度) 1日目からの補償。

(3) 生活保護を受けている利用者への給付は所得になるのかという点では、北海道保険補償が加入している家族会に支払い、家族会から付添人に支払いをするということになるので、本人の所得扱いにはならないとのこと。

【現行の入院互助会について】

現在、法人家族会の中で、任意加入での入院互助会制度が運営されている。現在、入院互助会の運用資金は約2000万円にもなり、(1) 法人家族連絡協議会入院互助会という任意団体が多額の資金運用を行うという点で、問題ないか。(民法上、税法上での問題はないか。)この点については、弁護士に相談ができていませんので、進めていきたいと考えています。

(2) 入院互助会という任意の団体での互助・共済的な運営という点で、平成17年保険業法改正(平成18年4月施行)により、任意団体の法定根拠のない共済に対しても規制の対象となったが、この点はどうか。

北海道保険補償に問い合わせをしたところ、任意団体である家族会の入院互助会が、保険法に該当する団体か対象外かについては

- (1) 主たる契約者はあくまでも保護者。
- (2) 保険料の支払いは保護者であって利用者の場合は違法。
- (3) 互助会が認められるために
 - ・ 弁護士によるリーガルチェック(30万円ほどの費用)
 - ・ 任意団体として「共済」は制度で認められている「認可共済」以外は不可。
 - ・ 互助会組織について
 - ・ どこが管理しているのか。互助会として独立した組織であれば良い。

- ・ 互助会の対象者・・・対象を家族会会員特定であること
- ・ 会の規程があること
- ・ 資金の運用規定が必要
- ・ 万が一破産した時の責任範囲を明確に(被加入者の保護)
- ・ 規程で役員報酬の有無の明記

上記の内容と合わせて、最終的には金融庁や財務局への問い合わせで確認をとること。

送付資料の中で、共催会・互助会などを運営されている……金融庁からのお知らせの内容から保険業法の適用除外になるには、難しいようにも思いますが、さらにいろいろと問い合わせしていきます。